

漁業技能実習事業協議会（第7回） 議事次第

日時：令和4年12月21日13:30～
場所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

開 会

1. 技能実習制度の実施状況に関する情報共有（報告）
 - ① 漁業・養殖業における技能実習生の人数の推移
2. 事故防止及び遵守事項の徹底について
3. 漁船技能実習事業協議会組織運営要領の改正（協議）
4. その他

閉 会

配布資料：

- 資料1 漁業における技能実習生の状況
- 資料2 技能実習における事故防止及び遵守事項の徹底について（注意喚起）
- 資料3 漁船技能実習事業協議会組織運営要領新旧対照表

漁業技能実習事業協議会 構成員及びオブザーバー

[順不同・敬称略]

【監理団体・実習実施者の関係者】

一般社団法人大日本水産会
一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会
全国漁業協同組合連合会
全国金目鯛底はえ縄漁業者協会
一般社団法人全国いか釣り漁業協会
海士町
一般社団法人全国まき網漁業協会
一般社団法人全国底曳網漁業連合会
全国かじき等流し網漁業協議会
一般社団法人日本定置漁業協会
全国さんま棒受網漁業協同組合

【技能実習生の関係者】

全日本海員組合

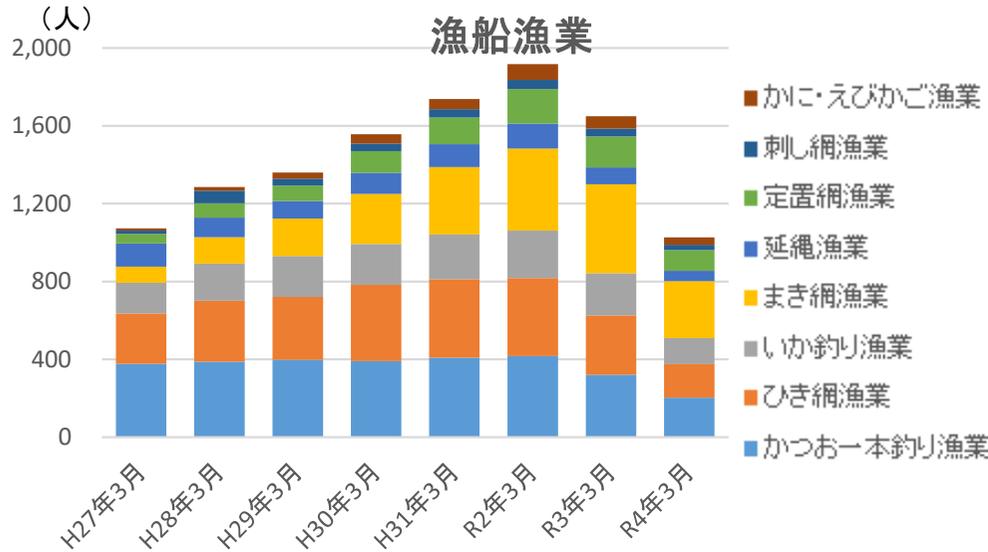
【事業所管省庁】

水産庁
農林水産省経営局

【オブザーバー】

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官
国土交通省海事局
外国人技能実習機構
公益社団法人国際人材協力機構
一般社団法人全国海水養魚協会

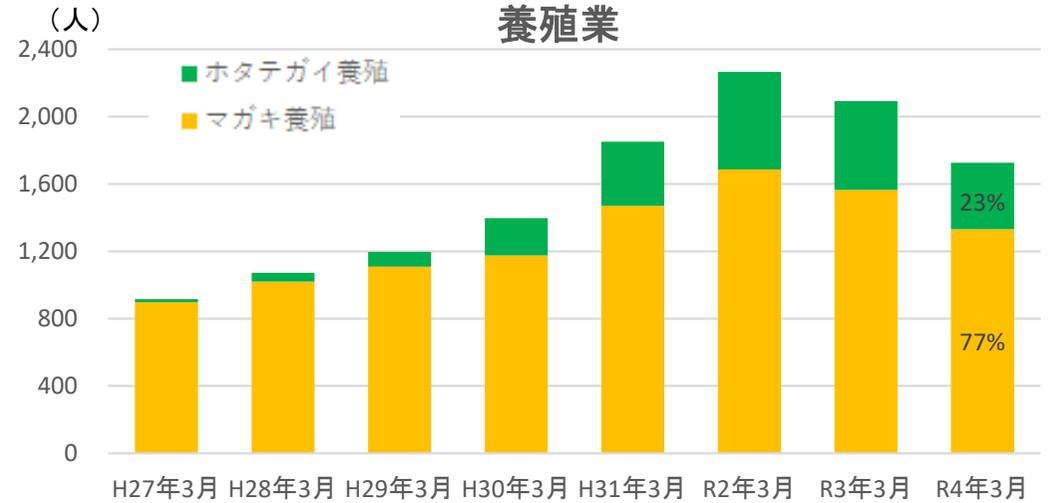
職種・作業別の技能実習生の推移



漁船漁業職種	(単位:人)							
	H27年3月	H28年3月	H29年3月	H30年3月	H31年3月	R2年3月	R3年3月	R4年3月
かつお一本釣り漁業	377	388	398	391	408	416	321	203
ひき網漁業	259	313	323	392	404	401	305	172
いか釣り漁業	158	191	210	210	230	243	217	134
まき網漁業	83	136	192	257	346	422	456	293
延縄漁業	119	100	90	108	117	128	87	53
定置網漁業	49	74	80	112	138	178	159	107
刺し網漁業	16	64	35	39	43	47	41	27
かに・えびかご漁業	12	19	32	48	52	81	63	38
計	1,073	1,285	1,360	1,557	1,738	1,917	1,649	1,027

資料: 技能実習評価試験実施機関調べ(各年3月1日現在)

漁船漁業は技能実習生の大半がインドネシア人

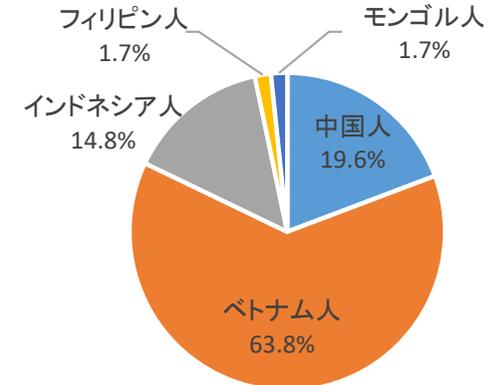


養殖業	(単位:人)							
	H27年3月	H28年3月	H29年3月	H30年3月	H31年3月	R2年3月	R3年3月	R4年3月
マガキ養殖	898	1,020	1,109	1,176	1,471	1,686	1,564	1,332
ホタテガイ養殖	18	53	88	222	380	580	528	394
計	916	1,073	1,197	1,398	1,851	2,266	2,092	1,726

資料: 水産庁調べ(各年3月末現在)

H29年までは技能実習評価試験合格者数、以降は協議会証明書交付件数から推計

技能実習生の国別割合 (令和4年度)



資料: 水産庁調べ

技能実習評価試験受検者数から推計

事務連絡
令和4年10月7日

漁業技能実習事業協議会構成員 各位

漁業技能実習事業協議会事務局
(水産庁漁政部企画課)

技能実習における事故防止及び遵守事項の徹底について（注意喚起）

技能実習における安全確保の周知徹底については、これまでも注意喚起をしているところですが、技能実習生等が乗船した漁船の海難事故や、漁労作業中の事故（機械へのはさまれ・巻き込まれ事故、海中転落による死亡事故等）が、相次いで発生しております。

これらのうち、海中転落死亡事故では、ライフジャケットを着用していなかった事例が確認されております。

海難事故を防止するためには、発航前検査や気象・海象情報の事前確認、ライフジャケットの着用など、遵守事項を確実に実施し安全対策の徹底を図ることが極めて重要です。

また、特に技能実習にあたっては、国際貢献のための制度であることを日頃から雇用主や乗組員が十分に理解・認識し、作業時の安全確保等に関する教育を徹底することが重要です。

つきましては、下記について貴管下の技能実習実施者、技能実習関係者に周知していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 気象・海象情報の事前確認

発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。

2. 航海・操業時の安全確保

航海・操業時は常に周囲の見張りを励行するとともに、甲板上の乗組員については、ライフジャケットの着用を徹底させてください。20トン未満の小型漁船を含め、原則、船室外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられています。

また、天候の変化に関する情報等を常時入手し、事故や遭難等が生じる危険性がある場合には、操業を中止し安全確保を最優先としてください。

荒天時には、重量物の固定やドア・ハッチなど開口部の閉鎖などを行い、重心を安定させ、船の復元性を確保することが転覆防止につながります。

3. 技能実習の適正実施

漁船漁業の技能実習においては、適正な実習の実施及び海上作業の安全を確保する観点から、技能実習生の人数は、漁船一隻あたり、技能実習生を除く乗組員の人数の範囲内等と定められています。

技能実習生に実習させる際には、定められた人数枠を超えないこと、経験の浅い技能実習生を独りで作業に従事させないようにし、技能実習指導員の下で計画に沿って実習させること、技能実習生に対し安全教育を徹底すること等、制度に則り適切に実施するよう改めて周知・指導をお願いします。

以上

技能実習生等乗船中の海難事故事例

発生日時	事故種類	漁業種類	死亡者等	備考
2022年 9月29日	海中転落	沖合底びき	インドネシア国籍 技能実習生 1名死亡	・ライフジャケットを着用せず、 船上で作業していた（転落する様 子は未確認）
2022年 4月7日	巻き揚げ ローラー 挟まれ	まき網	インドネシア国籍 特定技能 1名死亡	・当時の乗組員は日本人4名、イ ンドネシア人4名の計8名 ・ローラーの操作を担当していた ところ、手を挟まれて上半身を引 き込まれた
2021年 11月21日	火災	いか釣り	全員 無事救助	・当時の乗組員は日本人1名、イ ンドネシア国籍技能実習生2名 ・出火当時は休憩中だった。
2020年 8月22日	転覆	まぐろ はえ縄	船長1名ほか インドネシア国籍 技能実習生 2名行方不明	・当時の乗組員は日本人1名、イ ンドネシア国籍技能実習生3名 の計4名 ・台風8号接近の影響を受け、海 上は大荒れ ・ライフジャケットは全員未着用
2019年 10月23日	海中転落	まき網	インドネシア国籍 技能実習生 1名死亡	・ライフジャケットを着用せず、 船の後方部分で作業していた（転 落する様子は未確認）
2019年 10月19日	海中転落	沖合底びき	インドネシア国籍 技能実習生 1名行方不明	・当時の乗組員は合計11名、うち 4名が技能実習生 ・揚網中、ロープにまきこまれ、 海中転落（転落する様子は未確 認） ・ライフジャケットを着用してい たが、救助を試みた際に外れた
2019年 9月8日	転覆	まぐろ はえ縄	全員 無事救助	・当時の乗組員は日本人2名、イ ンドネシア国籍技能実習生4名 の計6名 ・現場付近の海域では濃霧注意報

発生日時	事故種類	漁業種類	死亡者等	備考
				が発令
2019年 8月28日	転覆	大目流し網	全員 無事救助	<ul style="list-style-type: none"> ・当時の乗組員は日本人3名、インドネシア国籍技能実習生4名の計7名 ・横波を受けて転覆、波の高さは3メートル ・ライフジャケットは全員未着用
2019年 5月24日	転覆	小型底びき	インドネシア国籍 技能実習生 1名死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・当時の乗組員は日本人1名、インドネシア国籍技能実習生3名の計4名 ・揚網中、網の負荷に耐えきれず転覆 ・ライフジャケットは全員着用
2019年 1月16日	座礁	いか釣り	船長 1名負傷	<ul style="list-style-type: none"> ・当時の乗組員は日本人4名、インドネシア国籍技能実習生4名の計8名 ・波の高さは3メートル ・技能実習生が単独で船橋当直を行っていた

漁業技能実習事業協議会組織運営要領の新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">漁業技能実習事業協議会組織運営要領</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第5条 水産庁長官は、毎年度、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。</p> <p>2 前項の場合において、水産庁長官は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。</p> <p>3 構成員及びオブザーバーは、会議の議事に鑑みて適当な者を、会議に出席させる。</p> <p>4 水産庁長官は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。</p> <p>5 水産庁長官は、やむを得ない事由により事業協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員及びオブザーバーに送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。</p> <p><u>6 構成員及びオブザーバーは、水産庁長官が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">漁業技能実習事業協議会組織運営要領</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第5条 水産庁長官は、毎年度、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。</p> <p>2 前項の場合において、水産庁長官は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。</p> <p>3 構成員及びオブザーバーは、会議の議事に鑑みて適当な者を、会議に出席させる。</p> <p>4 水産庁長官は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。</p> <p>5 水産庁長官は、やむを得ない事由により事業協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員及びオブザーバーに送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。</p> <p>(新規)</p>

【改正案】

漁業技能実習事業協議会決定第1号
平成29年12月13日

最終改正：令和4年〇月〇日

漁業技能実習事業協議会組織運営要領

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第54条第5項の規定に基づき、漁業技能実習事業協議会（以下「事業協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第1条 事業協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、漁船漁業及び養殖業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（組織）

第2条 事業協議会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。

2 事業協議会は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。

（主宰）

第3条 事業協議会は、水産庁長官が主宰する。

2 水産庁長官は、会務を総理し、事業協議会を代表する。

3 水産庁長官に事故その他やむを得ない事情があるときは、水産庁漁政部企画課長がその職務を代理する。

（事務局）

第4条 事業協議会の庶務は、一般社団法人大日本水産会の協力を得て、水産庁において処理する。

（会議の招集）

第5条 水産庁長官は、毎年度、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

2 前項の場合において、水産庁長官は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係

する者のみを招集することができる。

- 3 構成員及びオブザーバーは、会議の議事に鑑みて適当な者を、会議に出席させる。
- 4 水産庁長官は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 5 水産庁長官は、やむを得ない事由により事業協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員及びオブザーバーに送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- 6 構成員及びオブザーバーは、水産庁長官が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

(協議等)

第6条 事業協議会は、漁船漁業及び養殖業の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 実習実施者及び監理団体による技能実習生の待遇の確保その他の漁船漁業及び養殖業に特有の事情に応じた固有の基準の設定
 - 二 職種・作業の追加及び複数の職種・作業に係る実習の適正な組合せ
 - 三 不正行為に対する横断的な再発防止策
 - 四 構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組
- 2 会議において構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(議事の公開等)

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会において定める。

(別紙)

漁業技能実習事業協議会構成員及びオブザーバー

【順不同】

1. 構成員

(監理団体・実習実施者の関係者)

一般社団法人大日本水産会
一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会
全国漁業協同組合連合会
全国金目鯛底はえ縄漁業者協会
一般社団法人全国いか釣り漁業協会
海士町
一般社団法人全国まき網漁業協会
一般社団法人全国底曳網漁業連合会
全国かじき等流し網漁業協議会
一般社団法人日本定置漁業協会
全国さんま棒受網漁業協同組合

(技能実習生の関係者)

全日本海員組合

(事業所管省庁)

水産庁
農林水産省経営局

2. オブザーバー

出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官
国土交通省海事局
外国人技能実習機構
公益財団法人国際人材協力機構
一般社団法人全国海水養魚協会